

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷三十二第
行發日一月一十年五十五大

論叢

消費税の理想としての專賣 . . . 教授 法學博士 神戸 正雄
 價格の一理論 . . . 九州帝國大學 教授 文學博士 高田 保馬
 伊豫の百姓一揆 . . . 教授 經濟學士 黑 正 巖

時論

再び我國の人口問題に就て . . . 教授 法學博士 山本美越乃

說苑

アダム・スミスの勞賃論 . . . 講師 經濟學士 森 耕二郎
 妙心寺の寺領と領民の負擔 . . . 經濟學士 中川與之助

雜錄

近世の恐慌と其一般的普及性 . . . 高松高等商業學校 教授 經濟學士 小川福太郎
 信州小布施の地割制度 . . . 教授 經濟學博士 本庄榮治郎
 Vial's faustics に就きて . . . 教授 法學博士 財部 靜治
 英吉利海運の統計的研究 . . . 教授 經濟學博士 小島昌太郎
 勞農露國の豫算 . . . 經濟學士 吉川 秀造
 シュムペーターのシムモツラー觀 . . . 經濟學士 菊田 太郎

法令

郵便年金令・郵便年金特別會計規則・郵便年金規則・簡易保險規則中改正

伊豫の百姓一揆

黒 正 巖

は し が き

私は嘗つて本誌上に於て美作國の百姓一揆に關して研究を試みたる際に、美作が狭小なる山國で有り乍ら延寶元年勝田郡地方の百姓が伊勢に逃散せしを初として、明治六年に至る迄、年代的に見て十三回、件數別にして十六件の多きに及んで、百姓一揆の頻發せる事を指摘し、而てかゝる事例は恐らく日本國中如何なる地方にも見出し得ないであらうと述べたのであつた。然るに今夏伊豫松山市に遊び、同地の郷土史家西園寺源透氏を訪れし際、同氏が多年蒐集せられたる百姓一揆に關する一千余枚の文献を見るに及び、美作の百姓一揆の如き到底その比にあらざる程、頻々として百姓一揆の行はれたる事を知つた。伊豫の百姓一揆の歴史は天正十五年宇和島領戸田騒動を以て初まり、明治五年の徴兵一揆に至つて終る。その件數實に五十八に達して居る。

私は豫ねてより日本全國に亘つて徳川時代の百姓一揆に關する文献を蒐集し、之を比較研究して百姓一揆の特質を攻へようと努力して居るが、就中百姓一揆の特質をその時代的變遷と、地理

的分布に於て考察する事は、徳川時代の農村社會を研究する上に最も重大なる意義を有するものと考へ、特にこの方面に力を注いで居る。而て之が爲めには先づ一地方の百姓一揆をひとまごめにして觀察することが必要であつて、僅かに一二の事件のみによつては、その時代、その地方の眞の特色を見出す事は甚だ困難である。幸ひ一小國たる伊豫に於て、之れ程頻繁に且つ長期間に亘つて連続的に百姓一揆が發生せる事は、かゝる研究に對して最も好都合なる資料である。そこで私は取りあはず西園寺氏に請ふて資料を筆寫する事にしたが、この程漸く之を了つたので、之によつて以下少しく伊豫百姓一揆の如何なるものなるかを考察し、徳川時代農民史研究の一助に供し度いと思ふ。

第一 伊豫百姓一揆の年代史

伊豫に於ける百姓一揆の大様を理解する爲めに、先づ之を年代史的に記述しておくの必要がある。而て天正十五年慶長五年の百姓一揆及び明治時代の一揆は、之を以て徳川時代百姓一揆の一例とする事は出来ないけれども、百姓一揆の推移過程を視ふ上に便利と思ふから、併せて之を記載するわけである。

| (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) | (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | (18) | | | |
|--------------------------------------|------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|----|-------|---|
| 一揆發生年時、 天正十五年(四紀一五) 慶長五年(八十七年) | 同 五年 | 同 十年 | 元和元年 一六一五 | 寛永六年 一六二九 | 同 七年 一六三〇 | 承應二年 一六五三 | 寛文四年 一六六四 | 同 十年 一六七二 | 寛保元年 一七四一 | 同 二年 一七四二 | 寛延三年 一七五一 | 寶曆四年 一七五四 | 同 五年 一七五五 | 明和七年 一七七〇 | 天明六年 一七八六 | 同 七年 一七八七 | | | | |
| 一揆名、 | 戸田 | 荏原久米 | 松葉 | 小濱村一ツ | 免 | 宇和島 | 蒲生 | 片原 | 小山田 | 大保木 | 來村 | 久萬山 | 今治 | 内の子 | 西條 | 山田 | 藏川 | 直瀬 | 日瀬里來住 | |
| 所領關係、 | 宇和島領 | 松山領 | 宇和島領 | 松山領 | 宇和島 | 松山 | 松山 | 松山 | 西條(小松?) | 宇和島 | 松山 | 今治 | 大洲 | 大洲 | 宇和島 | 大洲 | 松山 | 松山 | 松山 | |
| 原 | 因 | 經 | 過 | 成 | 否 | 苛 | 歛 | 暴 | 政 | 暴 | 動 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | 成 |
| 之は軍事的性質を有するものにして純粹の百姓一揆ではない。 | 増 | 稅 | 暴 | 動 | せず | 成 | 功 | 凶 | 年、誅 | 求 | 不 | 明 | 成 | 功 | 凶 | 年、檢 | 見 | 不 | 許 | 可 |
| 之は末廣鐵腸の小説にあるものにして史實不明 | 凶 | 年、檢 | 見 | 不 | 許 | 可 | 凶 | 年、誅 | 求 | 不 | 明 | 成 | 功 | 凶 | 年、檢 | 見 | 不 | 許 | 可 | 凶 |
| 庄屋の非違 | 暴 | 動 | なし | 失 | 敗 | 強 | 訴 | 成 | 功 | 減 | 稅 | 運 | 動 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 凶 | 年 |
| 檢地打出 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年失敗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年苛歛 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 庄屋に反抗 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | 歛 | 暴 | 動 | せず | 成 |
| 凶年 | 暴 | 動 | せず | 失 | 敗 | 大洲領へ逃散 | 成 | 功 | 凶 | 年 | 失 | 敗 | 凶 | 年 | 苛 | | | | | |

| (36) | (35) | (34) | (33) | (32) | (31) | (30) | (29) | (28) | (27) | (26) | (25) | (24) | (23) | (22) | (21) | (20) | (19) |
|------|------------|-----------|--------|-------|-------|----------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|------|-------------|--------|-------|------|
| 同 | 慶應二年 | 同三年 | 文久二年 | 安政四年 | 弘化年間 | 天保元年 | 天保元年 | 同十年 | 文政九年 | 文化十三年 | 同十年 | 寛政五年 | 寛政元年 | 同年 | 同年 | 同八年 | 同年 |
| 年 | 一八六五 | 一八六三 | 一八六二 | 一八五七 | | 一八三〇 | | 一八二七 | 一八二六 | 一八一六 | 一七九八 | 一七九三 | 一七八九 | | | 一七八八 | |
| 千町山 | 内の子 | 宇和川 | 小籤 | 松溪 | 新立口 | 川之内 | 伊方 | 富野川 | 高瀬 | 大洲紙 | 田穂 | 吉田 | 柳澤 | 遊子谷 | 惣川 | 富野川 | 式部 |
| 西條 | 大洲 | | 大洲 | 宇和島 | 松山 | 同右 | 宇和島 | 同右 | 宇和島 | 大洲 | 宇和島 | 吉田領 | 大洲 | 同右 | 同右 | 宇和島 | 吉田 |
| | 藩が土木を濫伐せる事 | 物價騰貴富者へ反抗 | 製鐵屋へ反對 | 庄屋の非違 | 庄屋の非違 | 重課、庄屋に反對 | | 之に對する處置に反對 | 達、庄屋の非 | 紙專賣に反對 | 吉田騷動余波 | 紙專賣に反對 | 飢饉 | 凶年、庄屋組頭への反抗 | 凶年、飢饉 | 凶年、重課 | 暴政 |
| | 騷動 | 騷動 | 同右 | 騷動 | 騷動 | 逃散 | 大洲領へ逃散 | 逃散 | 暴動逃散 | 暴動に至らず | 逃散 | 強訴逃散 | 騷動 | 暴動後逃散 | 大洲領へ逃散 | 強訴逃散 | 強訴準備 |
| | | | | | | | | | 失敗 | 失敗 | 失敗 | 成功 | 失敗 | 失敗 | | | 失敗 |

| | | | | |
|------|-----------|------------|------|---|
| (37) | 明治三年 一八六九 | 三間騷動 | 舊吉田 | |
| (38) | 同年 | 野村一揆 | | 騷 |
| (39) | 同年 | 松柏一揆 | | 騷 |
| (40) | 同年 一八七〇 | 大洲一揆(若宮騷動) | | 騷 |
| (41) | 同年 | 久米一揆 | | 騷 |
| (42) | 同年 一八七一 | 二宮暗殺事件 | | 騷 |
| (43) | 同年 | 臼杵一揆 | 舊大洲藩 | 騷 |
| (44) | 同年 | 徴兵一揆 | | 騷 |

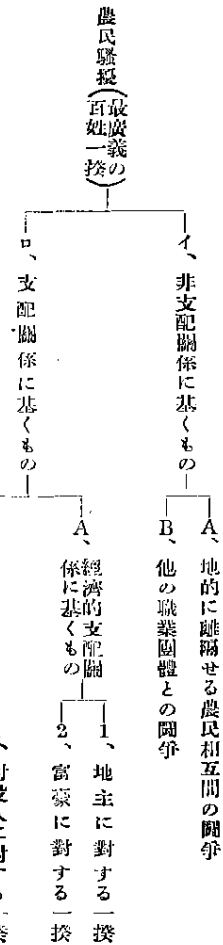
右の内第九の大保木一揆に關しては二三の記録を存するも、その記す所の年代が一致せず、一本には承應二年とあるに、他の一本には寛文四年とあり、何れを正當とすべきか容易に考證し難きを以て、西園寺氏の所説に従ひ假に寛文四年としておいた、併しその文脈より察するに夫れ以前より相當に長く騷擾が繼續した事は明かである。天保度の川之内一揆、弘化度の新立口一揆はその年次は明白でないが、事實一揆の行はれた事は確實であるから、一揆年代史中に加へた次第である。^(註)又年代不詳のもの一つある。百姓一揆の全部につきて詳細なる文献を手にする事が出来なかつたので、右の年表に示すが如く、少數のものにつきてはその原因、經過等を詳かにする事

註、本稿が活字に組み上げられてから西園寺氏より更に十四件の新しく発見された百姓一揆の資料を接取したので都合五十八件となるが、紙數の遣りくり上舊稿のままにして置く。只本文に於ては一揆數を五十八件として論ずる。

が出来ないのは余の甚だ遺憾とする所である。之は後の研究に俟つ事とす。尙は一々の事件につきてその経過の大様をも叙述するの必要があるけれども、之は他の機會に譲り、私の通覽したる資料によつて、最も高調すべき特徴のみにつきて類型的考察を試みようと思ふ。

第二 伊豫百姓一揆の類別

徳川時代に於ては百姓が有形無形の利益を主張せんが爲めに團結して騷擾する事を徒黨と稱した。即ち百姓が共同の目標の爲めに揆を一にして集團的運動をなす事である。従てかゝる集團的運動は種々の場合に行はれたのであつて、之等を包括して最も廣い意味の百姓一揆といふ事が出来よう。私はこの廣義の百姓一揆を農民騷擾と名け、普通の用語例に於ける百姓一揆即ち政治的支配關係に基くものとを區別しようと思ふ。併し乍ら農民騷擾を類別する事は必しも容易ではなく、多くの附隨性を帯び、種々の騷擾が相互に關連して居るのでその本體の如何を明確に分解する事は仲々困難である。只我々は一定の標準を立て、概念的に之を類別しうるに止る。而て所謂百姓一揆の研究を進めて行くには、其の概念を確立しておく必要があるから、先づ私の所謂農民騷擾なるものを分拆し、政治的支配關係に基く狹義の百姓一揆が如何なる地位を有するかを明かにしようと思ふ。



右に於て私が支配關係といふは、經濟的階級及び政治的身分階級に基く支配關係を意味する。

乍併徳川時代に於ては固より經濟的階級も相當に發達せしも、封建制度の下に於ては政治的社會的身分階級の方がより重大なる意義を有し、社會の支配關係は主として政治的身分階級によつて生じ、經濟的階級に基く支配は寧ろ附隨的のものと思はるべきである。右の(イ)は封建制度の下に於ける被治者階級たる農民及び町人間に於ける鬭争にして、階級的支配に基くものではない。その(A)はある一定地域に居住せる農民が團結して他の地域の農民と争闘する場合にして、境界問題、山論、水論の如きは之に屬す。かゝる争闘は多く合法的なる方法によつて司直の裁判を俟つを常とすれども、時に暴力によつて鬭争した場合がある。又この裁判の判決に對して農民が不平を懷き、武士階級に對して反抗するに至つた場合も多い。(B)は多く所謂「打ち毀」に類し、町人に對し

て反感を懐ける百姓が町人を相手として騒動するものである。次に(ロ)に屬するものも二つに分つ事が出来る、(A)は無産農民が團體を組み、有産者たる地主富豪に對抗する場合、即ち經濟的階級支配に基くものである。(B)は政治的身分階級支配に基くものにして、村役人に對するものと武士階級に對するものがある。村役人はある意味に於て農民であるが、之は武士階級と同じく政治的には支配階級と見て差支へはあるまい。而して普通の用語例に於ける百姓一揆はこの最後の部類に屬するものである。即ち政治上被治者階級たる百姓が、治者階級たる武士に對して自己階級の利益を主張せんが爲めにする一種の社會運動の義である。固より百姓が團結して騒擾する場合には、その運動が決して單一ではなく、武士階級に對する一揆でも、村役人に對しても反抗し、或は富豪を破却する等、色々の附隨性を含むに至ることは言を俟たぬ。又村役人は大抵地主富豪なるが故に、支配者階級たる武士の代辯者たる事と經濟的支配者であるとの兩方の意味で一揆の對象となる場合がある。右の如く概念的には種々區別する事が出来るが、併し封建制度の下に於ては結局之等は武士階級に對する一揆に歸着すべき傾向を有するものにして、又徳川時代の百姓一揆が武士階級に對する農民の反抗的運動である點に於て初めて社會史上に重大なる意義を有するのである。蓋しその他の類別に屬する農民騒擾は、必しも徳川時代に特有のものではなく、如何なる時代にも存在しうる性質のものであるからである。

然らば伊豫の百姓一揆は右の類別に於て如何なる地位を有するか。年代史的記述に於て明かなるが如く、その殆ど凡べてが武士階級の苛斂誅求に對するものと、庄屋の非違に關するものにして、徳川時代特有の百姓一揆である。この類別以外の一揆に關しては文献が蒐集されて居ないから、その存否を輕々に論ずる事は出来ないが、恐らく特筆すべき程の大事件としては寶曆明和の頃に於ける數次の水論位のものであるが、之は間もな終熄した。寶曆五年の山田騒動及び幕末の二二三の騒動は富裕者に對する反抗運動であるが、之も過渡的例外的な事件である。之は惟ふに、武士階級の誅求が大にして、有産無産の農民が互に鬭争したり、又隣村同志争闘するの餘裕がなかつた事に基くのではあるまいか。而て之等の特殊百姓一揆が狹義の百姓一揆の發生しなかつた時に行はれしに徴しても此邊の消息が覗はれる。

第三 伊豫百姓一揆の形態

百姓一揆の形態は之を積極的抵抗によるものと消極的抵抗によるものとに分つ事が出来る。消極的抵抗とは即ち逃散である。之は前者の如く勇壯ではなく極めて陰慘なるものであるが、最も有力なる抵抗手段である。普通百姓一揆は積極的抵抗によるを常とす。この二つの抵抗形態は如何なる場合に行はれたかは時と所とによつて異り容易に之を斷定する事は出来ないが、原則上支

配者の権力が強大なる場合に於て消極的抵抗が行はるゝ傾向がある。然るに伊豫の國に於ては、徳川の中央集権的封建制度が確立せられたる初期には消極的抵抗少くして、武士階級の統制力の弛緩し初めたる中世以後に至りて、騷擾の大部分は消極的抵抗となつて居る。之は他に類例の少き事にして最も注目すべき點である。その理山に關しては種々の解釋を加へる事が出来るであらうが、余の考ふる所では、伊豫の國が小藩に分裂せる爲め百姓が團結するも有力なる抵抗をなし得ざる事、一揆の行はれし地域の狭小なる事、從て又隣藩に近接せる爲め逃亡に便利なりし事、度々の一揆によつて逃散が最も有效なる抵抗方法なるを體驗せし事等を理由として擧げる事が出来ると思ふ。最初の逃散といふべき寛保元年の久方山一揆に於ては、松山藩は策の施し様なく、菅生山の僧侶を派遣して百姓の要求を全部容れ、漸く歸村せしむる事が出来た位で、大成功したのである。つまり百姓はこの手を覺えたわけである。又隣藩が易々として逃散の百姓を入れた所を見ると、小藩が對立して互に嫉視反目し、逃散農民に對し暗黙に加勢して居たとも推察出来る。併し何れにするも一般に伊豫の一揆は正々堂々と戦ひし場合少く、只示威運動をするのみにて、暴動に至つたものは極めて稀である。寛永七年の片原一揆に於て、大風に乗じて田疇に火を放ち立毛を焼き拂ふて負擔を免れんとしたるが如きは最も稀有なる抵抗方法である。要するに伊豫の百姓一揆は消極的抵抗の多きを以て最も著しき特徴を有するものである。註、

註 伊豫のみならず、總じて四國に於ては逃散が屢々行はれ、土佐、讃岐、阿波は何れもその例を澤山に有する。他の地方には四國の如く大規模の逃散の例が少い。この邊の研究は最も必要な事である。

第四 伊豫百姓一揆の原因

百姓一揆の原因は之を素因と近因とに分つて考察せねばならぬ。素因はその一揆の行はれし地方の政治的自然的社會的事情によつて培養せられたる事件發生に對する素地である。従て根本に遡れば、封建制度そのものが百姓一揆の培養素地であるが、之は百姓一揆の必然的普遍的前提をなすものなるが故に之を説明するの必要はない。先づ封建制度の下に於ける一揆發生地の特殊素因を知らねばならぬ。而てかるゝ素因の存在を前提とし、之に運動の最後の原因の加る時に一揆が勃發するのである。この最後の原因を近因と名ける。然らば伊豫に於ける百姓一揆は如何なる素地の上に培はれたものであるかを概観すれば次の如くである。而てこの素因は伊豫の百姓一揆を解明する爲めには最も重大なる意義を有するものと思ふ。

(1) 伊豫の國が小藩に分割されてゐたことは百姓一揆頻發に對して最も重大なる關係を有するものと思ふ。他の地方の例に於ても、小藩の對立せる場合、又は天領や諸藩の飛地が入り組んで行政管區の小なる場合に、一揆頻發の傾向の存するに徴しても明かである。

(2) 領主が頻繁に交替せる場合にも一揆が起り易いのであるが、伊豫の小藩は可なり屢々領主が交替した。領主が交替する事は主従の親密の度を減ずるのみならず、領主の交替に際しては檢

地が嚴格に行はれ、農民の負擔を重くするの結果となる。檢地の改正は多くの場合に於て一揆發生の素因となつて居る。かの宇和島領に於て最も頻繁に一揆の行はれたのは、伊達秀家が所領十萬石の内三萬石を分ちて末子宗純に與へ吉田藩三萬石を樹てたる爲め、その石高の減少を補はんとして寛文十年より十二年に亘つて嚴格なる檢地を行ひ、三萬石の打出を爲したる結果に外ならぬ。

(3) 伊豫は往古より群雄の割據せし所にしてその子孫の農民となれるものが甚だ多い。戰國時代に敗退せるものは、新しき領主によつて壓迫せられたる結果、決死の反抗をなした事は、徳川初期の一揆の性質に徴しても推察する事が出来る。即ち農民の反抗的精神、從て鬭争的精神の強烈なる事も、一揆發生の素因として大に考慮すべき點であつて、之は常に伊豫のみの事例ではない。

(4) 小藩に分れたる結果各藩の財政が小規模なりし上に、自然的事情に制限せられて經濟の發展を計るの餘地なく、當時流通經濟の發展しつゝある中に於て、よく之に適應する事が困難であつた。農民が一揆を起す毎に他領に逃散せしは自分の藩内に於て充分に經濟的活動を爲すの餘地なかりし事を示すものではあるまいか。他領に逃散すればよりよき活動の天地を求めらるものと憧憬せし事も、逃散の一原因にして、必しも支配者に對する反抗のみとは限らないであらう。

次に近因として擧ぐべきものは、已に年代史に於て示したるが如く、凶年、苛斂誅求、庄屋に對する反感等であつて、之は他の地方の一揆の原因と敢えて異なる所はない。之等の原因は結局農民の租稅負擔の問題に歸着するのであつて、凶年といひ、庄屋に對する反感といふも、農民の經濟的負擔力が壓迫せられたからである。即ち凶年の爲め收穫なきに拘はらず、平年に於けるが如き租稅を課せられ、或は租稅徵收の任に當る庄屋が不正を働き農民を苦しめたからである。徳川時代の百姓一揆の多くは、農民が政治的支配關係に基きて起れる經濟的苦痛の脱却又は輕減の爲めにするものであつて、主として財政的負擔を中心として行はれて居る。伊豫の百姓一揆も亦この通則を示すものである。吉田、大洲の紙專賣問題より來る一揆も、財政的負擔輕減運動の一現象にすぎず、本質的に他のものと異なる原因を有するものではない。

第五 伊豫百姓一揆の頻發性

百姓一揆は同一の場所に於て頻發するの特性を有すると同時に、同一の時に於て各地方にも發生するの傾向を有す。固より百姓一揆は特定地方に於て孤立的に發生するものにして、一定の時に一定の地方に於ける一揆が、その前後の時又は他地方の一揆と連絡せる場合は少いのであるが、「一定の事情の下に於ては一定の現象が起る」といふ命題が、百姓一揆に於て實現されて居るので

ある。

伊豫の百姓一揆は、その頻發性を有する點に於て最も典型的なるものである。之を時間的に見るも、亦地理的に見るも、百姓一揆が一定の密度を形成するものなる事を容易に視ふ事が出来る。即ち一定の地方に於て一揆の發生せる場合には必ずや時を同ふして他の地方に於て一揆が發生するといふ風に時間的にグループをなし、又一定の時に於て一揆のあつた場合には、その時の前後に於て、必ずや同一地域に一揆が發生して場所的にもグループをなして居ることを看取する事が出来る。而てかくの如き時間的地理的分布は、その時その所の事情によりて異り、從て之に現はるゝ一揆頻發の密度が異なるわけである。我々は一揆頻發の密度即ち分布状態によつて、その時、その所を理解する事が出来るのである、故に參考の爲め伊豫の一揆分布の密度を時間的地理的の二方面から觀察するであらう。

イ、地理的頻發分布の密度　伊豫の百姓一揆の地理的分布密度を地圖の上に現はして見るに、宇和島と松山との間に於ける地域が高き密度を示し、特に大洲藩の周圍に於て最も著しき密度を有する事は注目すべき點である。而て大洲の周圍に頻發せし一揆はその規模小にして逃散の形態をされるものが最も多い。之が説明に對しては充分の資料を缺くと雖も、余の考ふる所によれば、松山藩や宇和島藩の大洲に接近せる地方の農民が大洲領に逃散する事が容易であつたから

であらう。又松山宇和島間の地帯が一般に頻發密度の大なるは、已に第四項原因の條に於て素因として述べたる所によつて大體を説明しうと思ふ。例へば同じ宇和島藩であり乍らその南部地方に於て百姓一揆のなかつた事は、素因論によつて解釋するの外はあるまい。

ロ、時間的頻發分布の密度 天正年中の百姓一揆及び明治時代の百姓一揆を別として、荏原久米騒動の起りし慶長五年より千町山一揆の慶應二年に至る迄二百六十七年間を一揆頻發の密度によつて區別すれば、大體、慶長寛永、承應寛文、寛保明和、天明寛政、文化慶應の五集團とする事が出来よう。第一期は約三十一年にして一揆の回数六である。之れは徳川幕府の建設されて日尙は淺く、戰國時代の餘風が未だ失はれ切らぬのと、新政府に對して農民が馴れない事とに基因するものであらう。第二期は十九年、一揆三回である。然かも後期との間隔が實に六十年の長きに達し、その間は全然一揆が發生しなかつたのであるから、之を合せて考ふれば、頻發度は極めて少いわけである。百姓一揆の多少によつて社會の平安の度を計りうるものとせば、實にこの期間は徳川時代を通じて最も大平な時である。又實際に於て徳川の文物が大に隆興した時代であつた。然るに第三期に至つては四十年間に十三回、然かも次期との間隔即ち一揆のなかりし時期が僅かに十四年となつて居る。更に第四期十三年間は發生回数が九回、密度に於て最高に達した。次で十七年を経て、再び一揆が頻發し、第五期の形成が開始さる、即ち五十一年間に十五回

發生し密度に於て第二位である。而て第五期の百姓一揆と明治初年の百姓一揆とは著しくその傾向が變化し、多分に革命的性質を帯びてゐるのは、社會の動搖期に發生せし必然の結果である。今之等各期に於ける一揆頻發の密度を曲線を以て表しうるものとせば、第二期に於て最低最長の谷を成し、第四期に於て最高の峰となり、更に遞減し、第五期の谷より再び曲線が上向す。この最後のけはしき上向の傾斜面に於て明治の維新が行はれたのである。この百姓一揆頻發曲線は單に四國の一部に於ける一揆につきて概説したるに止り、之を以て直ちに日本全體を論斷する事は許されない所であるが、この單純なる一曲線によつても、徳川の中央集權的封建制度の消長と百姓一揆とが密接なる關係を有する事を推察するに難くないであらう。

第六 伊豫百姓一揆の傳播性

百姓一揆は一地方に特有なる事情に基くものなる場合に於ては、傳播性は極めて少いけれども、廣き範圍に亘つて一揆發生の素地の培養せられてゐる場合に、その一部に一揆が發生すれば、その傳播性は強烈であるのを原則とす。然るに伊豫に於ては、一揆發生の素地が遍在して居るに拘はらず、一揆が各地方に傳播せし場合は極めて稀れである。即ち伊豫の百姓一揆は傳播性が少かつた。大抵の一揆が一局部に限定せられ、一村限りのものが甚だ多い事は、伊豫百姓一揆

の顯著なる特徴である。而てその何故に然るかは容易に説明し得ないけれども、私の考へでは、この地方の一揆が多く消極的抵抗の形式によりし事と密接の關係を有するものであると同時に、伊豫人の排他的精神が強く、遠隔地の人々と身命を賭して共同的に運動を企劃するが如き事は容易でなかつたものと思はれる。従て一の藩に一揆が起つても他の藩がその傳藩を恐れて國境を守り交通を遮斷せるが如き場合は殆どなかつた事實に徴し、又或地方が一揆を起しても地村の者は之を傍觀して居たに徴しても、伊豫の一揆が極めて傳播性の少かつた事を察する事が出來よう。

第七 伊豫百姓一揆の成敗

徳川時代に於ては徒黨逃散は重き國禁にして之が防遏に對しては種々の方策が講じられて居た。併し前にも述べたるが如く、百姓一揆が封建制度の下に於てのみ發生すべき現象であつて、然かもそれは封建制度が社會の生産力を拘束する時に起るべき性質のものである。従て百姓一揆の成敗も亦封建制度そのもの、推移によつて變化するわけであり、又百姓一揆の形態によつても異らざるを得ぬ。大體に於て徳川時代の初期には農民共が尙ほ戰國的士風を有せしが爲めに正々堂々と戦ひ、従て暴動に了つた場合が多いけれども、亦一方に於て武士の氣力が旺盛であつた、め、結局農民側の敗退となり、主張は容れられずして、徒らに多くの犠牲者を出し、主謀者達は

慘酷なる刑罰を受けた。然るに封建制度が爛熟して、崩壞の過程を辿り初め、武士階級の統制力が薄弱となり、又農民共も多年の苦き經驗に徴して巧妙なる戦略を用ふるに至りては、農民側が勝利を博し、一揆の要求は達せられ、刑罰も次第に輕減せられて居る。之を伊豫の百姓一揆に就きて見るも、大體右の傾向を視ふ事が出来る。暴動の形式によつて行はれた一揆に於ては、主謀者等は死刑に處せられてゐるが、併しかゝる例は極めて少く、流刑に處せられた場合が殆どその大部分を占めて居る。之れは一揆の大部分が消極的抵抗によつて行はれた事に原因するものと思はる。併し一揆の規模の小なるものが多い爲めに、事件が有耶無耶の内に弔られて目的の到達されなかつたものが多々あるようである。故に逃散そのものが常に有效なる戦略であつたとはいへい。逃散の成否も矢張り團結が或る一定の規模を必要とし、相當の抵抗力を有する事を前提條件とするものであることは言を俟たぬ。

餘言

以上説明したる外にも、尙ほ多くの問題が残つて居よう。例へば一揆が如何なる經過を辿つたか、又その持久性、一揆首謀者の素性等が如何なるものであつたかにつきても一々論及すべきであるが、之は煩に亘るを以て、本稿に於ては伊豫百姓一揆を大量的に觀し、之に見はれたる特

質、傾向を抽象するに止めた次第である。本稿の取扱つた一揆は僅か伊豫一國に限られて居るにすぎないから、之を以て徳川時代全體の百姓一揆を類推し、封建制度の推移を論斷する事は固より輕々になしうる所ではないが、併し伊豫に於て連續的に百姓一揆の發生せる事は、最初に述べた様に、百姓一揆の類型を見出す爲めには極めて好都合の材料である。伊豫の百姓一揆史に見られたる特性は、その獨特の地方色を表現すると同時に、又徳川時代百姓一揆の一般性が地方化せられ特殊化せられて居るものであつて、之を還元し統一する事によつて、徳川時代の百姓一揆が社會史上如何なる意義を有するものであるかを明かにする上に甚だ有用の事である。又之と同時に他の地方の百姓一揆に關して出来るだけ多くの事例を蒐集し之を達觀し以て、伊豫百姓一揆の本質を一層正確に闡明するの必要の存する事は言を俟たぬ。蓋し歴史に於ける個性は、一般性又は普遍性と全然無關係に特殊性を表現せるものではなくして、普遍性と特殊性とを表裏の關係に於て認識したものに外ならぬからである。

松山市伊豫史談會長西園寺源透氏は、余の研究に對してその秘藏の文獻を提供せられ種々の示教を與へられた。謹んで茲に感謝の意を表す。尙最近同氏より提供せられたる意見は余が右に述べたる所と偶然にも多くの點に於て暗合した居た。一言之を斷ておく。